

錆びた消火器は使用しないで！

○古くなった消火器の破裂事故が発生しています

- ・令和3年5月、姫路市内の事業所において、火を消すために従業員が消火器を操作したところ、消火器が破裂し、消火器を操作した従業員が負傷するという事故が発生しました。使用された消火器は、製造後30年以上経過しており、底部が腐食していました。
- ・過去には、名古屋市において、男性が古い消火器を廃棄処分するために、中身を噴出させようとレバーを握ったところ、錆びていた底部に亀裂が入り破裂したり、大阪市において、子どもが遊んでいたところ、屋外駐車場に置かれていた消火器が破裂したり等、老朽化消火器の破裂事故が各地で発生しています。

○事故の原因および注意事項

- ・これらの事故は、消火器が雨風にさらされている場所や湿潤な場所に置かれていたことにより、本体が腐食し、さらに消火器の操作により本体に高い圧力が加わることにより、消火器本体が破裂したものと考えられます。

○次のような消火器は処分してください



・ひどく錆びている消火器



・容器などに大きなキズや変形した箇所がある消火器

○不要になった消火器を処分する場合の注意事項

- ・消火器は、絶対に分解したり、放出したりしないでください。
- ・消火器は、一般のごみの回収には出せません。
- ・廃消火器のリサイクル制度の運用が2010年から始まっています。
詳しくはホームページをご覧ください。

○お問い合わせ先（ご不明な点につきましては、管轄の消防署へお問い合わせください。）

消防本部予防課・消防署本署：0743-73-0119

南分署：0743-76-0119

北分署：0743-79-0119

生駒消防

検索



生駒消防HP <https://city.city.ikoma.lg.jp/category/15-0-0-0-0.html>